

南相馬市と浪江町との連携協議に係る覚書

南相馬市（以下「甲」という。）と浪江町（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲乙に立地する「福島ロボットテストフィールド」を核として「福島イノベーション・コースト構想」を活用したまちづくりのための取組及びその他取組の連携に向けた協議、検討をすることによって自治体間連携に繋げ、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興を加速させ、活力ある地域づくりを目的とする。

（協議事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議、検討するものとする。

- (1) 福島ロボットテストフィールドの活用に係る事項
- (2) 水素・再生可能エネルギーの利活用に係る事項
- (3) 農林水産業に係る事項
- (4) 交通に係る事項
- (5) 医療・介護に係る事項
- (6) 教育・人材育成に係る事項
- (7) 生活環境に係る事項
- (8) その他目的を達成するために有効な事項

（連絡調整）

第3条 甲乙は、第2条の事項の協議、検討を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うものとする。

（覚書期間）

第4条 本覚書の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本覚書による有効期間満了の日の30日前までに、甲乙から何らかの申し出がない時は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙が別途協議し、決定する。

この覚書の締結を称するため、本覚書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を所持する。

平成31年3月27日

甲 福島県南相馬市
南相馬市長

乙 福島県双葉郡浪江町
浪江町長

門 馬 和 夫

吉 田 数 博